

別表

つるみ区社協助成事業（共同募金配分事業）対象及び助成対象となる経費

助成対象団体

次の各号にあてはまる団体を対象とする。

- 1 団体の活動の拠点が鶴見区にあり、主として鶴見区内で実施する事業を行う自発的な団体で法人格（特別非営利活動法人を除く）を有さない団体
- 2 活動対象が次にあげる方への支援を目的とする団体
 - ① 高齢者への支援を目的とする団体
 - ② 障がい者への支援を目的とする団体
 - ③ 児童・青少年への支援を目的とする団体
 - ④ 子育て中の親への支援を目的とする団体
 - ⑤ 外国籍の方への支援を目的とする団体
 - ⑥ その他、社会的に援護を必要とする方への支援を目的とする団体
 - ⑦ 区内で福祉ボランティア活動を行っている団体 ※
 - ⑧ 上記の団体が協働で事業実施する際の実行委員会
- 3 同年度に他の助成金を得ていない事業を実施する団体
- 4 1～3のすべてに該当する団体

※福祉ボランティア活動とは、地域や福祉施設で行われるおもに高齢者・障がい者・児童を対象とする自発的な活動をいう

- ①地域や福祉施設での特技を生かした活動（音楽・パフォーマンスなど）
- ②図書・朗読に係る活動
- ③視覚障がい者に関わる活動（点訳・音訳など）
- ④聴覚障がい者に関わる活動（手話など）
- ⑤精神保健ボランティア活動
- ⑥地域での喫茶・サロン活動
- ⑦子育て支援・おもちゃ図書館活動
- ⑧地域生活支援活動（外出支援や家事援助など）
- ⑨その他、理事会で判断した活動

助成対象経費

事業実施に要する経費のうち、次にあてはまる経費にのみ使用できる。

- 1 消耗品費 事務用品、日用品 など
- 2 諸謝金 研修会等の講師謝礼 など
- 3 印刷製本費 事業実施に必要な資料の印刷代、コピー代 など
- 4 通信費 事業実施に必要な郵送費 など
- 5 使用料 会議室の使用料 など
- 6 保険料 事業実施にかかる保険料

自らの責任において負担すべき経費（飲食費・慶弔費など）は対象外です。